

[事案 21-105] 高度障害保険金請求

- ・平成 22 年 1 月 19 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定打切り

< 事案の概要 >

視力障害の状態は、約款に定める高度障害状態に該当するとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に交通事故に遭い目に外傷を負い、病院で治療を受けたが、矯正視力が 0.02 まで落ち、眼に視力障害が残った。

そこで、昭和 59 年に加入した定期付養老保険にもとづいて、視力 0.02 以下で回復の見込みがないと記載された障害診断書を添え高度障害保険金を請求したが、支払われない。

視力障害の状態は、約款に定める高度障害「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しており、高度障害保険金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

提出された障害診断書によると、申立人の視力障害の状態は「視力が 0.02 以下になって回復の見込みのない」場合に該当せず、高度障害保険金の支払事由が認められないことから、申立人の請求に応ずることは出来ない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、障害診断書に基づき、申立人の視力障害が約款で規定されている高度障害状態に該当するか否かについて検討したが、平成 21 年 6 月 22 日付障害診断書によれば、両眼とも矯正視力が 0.02 とされてはいるものの、その理由は「不明」とされており、回復の可能性についても「不明」とされ、また、平成 21 年 9 月 3 日付障害診断書によれば、両眼とも矯正視力が 0.02 とされてはいるものの、「瞳孔反応は迅速、平常であり、視神経損傷や調節障害があることは否定すると考える。前眼部、中間透光体、眼底を含め、異常所見を見出すことはできなかった。診療所見と検査所見が一致しにくい状況である。」とされ、「回復についても不明である。」とされている。

上記各診断書の記載からは、申立人の視力障害が、上記約款で「対象となる高度障害状態」と規定されている「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当すると認めるることは困難と言ふほかない。

しかし、主治医に対する尋問、カルテ等の医療記録の取り寄せ、医学鑑定等の実施などにより、申立人の視力障害が、上記約款で「対象となる高度障害状態」と規定されている「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当することを証明できる可能性がないではないが、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、証人尋問や第三者に記録の提出を求める権限もなく、専門家に医学鑑定を嘱託する手続きも存在しないことから、本件は当審査会において審理判断するよりも、裁判所における訴訟手続きにおいて解決することが妥当と思料し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることとした。

< 参考 > 約款別表に定める眼の障害(視力障害)に係る高度障害状態

別 表 対象となる高度障害状態表

「高度障害状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいい、備考に定めるところにより認定します。

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
(以下略)

備 考 1. 眼の障害 (視力障害)

- a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。

- b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。